

県有施設初！和歌山県立体育館への愛称の命名権者

（ネーミングライツ・パートナー）を募集します！

和歌山県立体育館について、愛称の命名権者（ネーミングライツ・パートナー）を県有施設としては初めて募集します。

県では、命名権者との協働のもとに、県有施設を有効に活用することにより、県の新たな歳入の確保と施設サービスの維持・向上を図ってまいります。

●対象施設 和歌山県立体育館（和歌山市中之島2238）

●募集期間 令和7年10月1日（水）午前9時から
令和7年11月19日（水）午後5時まで

●募集条件

- （１）命名権料 年額300万円（税込）以上を希望
- （２）愛称の使用期間 令和8年4月1日から3年以上5年以内
- （３）命名条件 県民が親しみやすい愛称で、体育・スポーツに
用いる施設であることをイメージできる愛称 など

※命名権（ネーミングライツ）とは、施設等に企業名や商品名等を含んだ愛称を命名する権利のことをいいます。

※詳細は、県スポーツ課ホームページに掲載する募集要項等をご参照ください。

（ホームページには募集開始日に掲載予定）

連絡先	
県立体育館命名権者（ネーミングライツ・パートナー）募集に関すること	県有施設へのネーミングライツ導入に係る取組状況に関すること
企画部企画政策局スポーツ課総務管理班 担当：服部、岡田 電話：073-441-3690 （内線3755、3769）	総務部総務管理局管財課財産活用班 担当：吉川（順）、吉川（悟） 電話：073-441-2218 （内線2215、2218）